

平成23年3月24日  
三井生命保険株式会社

## 先進医療特約2011の発売 医療系商品・特約の改定について

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）は、平成23年4月1日より、お客さまの保障ニーズに幅広く柔軟に対応できる商品ラインナップとすることを目的として、新特約である「先進医療特約2011」、および手術保障等を改定した「三井の新医良保険」「総合入院特約2011」等を発売いたします。

「先進医療特約2011」は、近年注目を集めている先進医療について、被保険者が負担した先進医療の技術にかかる費用を保障する特約です。

また、お客さまにとってよりわかりやすく、より幅広い保障を提供することを目的に、手術・放射線治療の保障範囲の改定を行います。

当社では今後とも、ご加入時のコンサルティングを強化するとともに、ご加入後の定期的な訪問を通じて、お客さまのライフステージに合った保障をタイムリーにご提供することに力を入れ、さらにお客さまにご満足いただけるよう努めてまいります。

### 医療系商品・特約の改定の特長

#### 1. 新特約「先進医療特約2011」の発売！

- ・被保険者が負担した先進医療の技術にかかる費用相当額を保障します。
- ・先進医療給付金は、通算で1,000万円までお支払します。
- ・月々の保険料が80円で先進医療に対する保障を準備できます。  
※口座振替扱月払の場合。ただし、終身型有期払を除きます。

#### 2. 「三井の新医良保険」「総合入院特約2011」等を発売！

- ・手術保障を公的医療保険制度に連動させました。
- ・手術給付金の給付倍率を、入院中に受けた手術かどうか、ガンによる所定の手術かどうかで区分しました。
- ・放射線治療給付金を創設、保障範囲を拡大しました。

## 1. 「先進医療特約2011」の発売！

公的医療保険制度の給付対象とならない、先進医療の技術にかかる費用相当額を保障する新特約「先進医療特約2011」を発売します。

### (1) 給付内容

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 支払事由   | ケガまたは病気により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けたとき |
| 給付金額   | 被保険者が負担した先進医療の技術にかかる費用相当額           |
| 通算支払限度 | 1,000万円                             |

### (2) 主な取り扱い

①付加対象保険種類 ※特約の付加には所定の条件があります。

ベクトルX、メディストック、新・快適生活－R

②加入年齢範囲 ※加入年齢範囲は、保険種類などにより異なります。

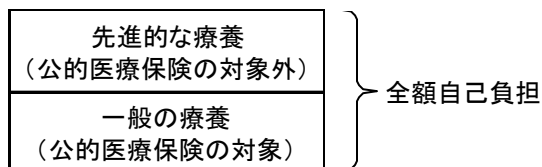
15歳～75歳

### (3) 保険料例

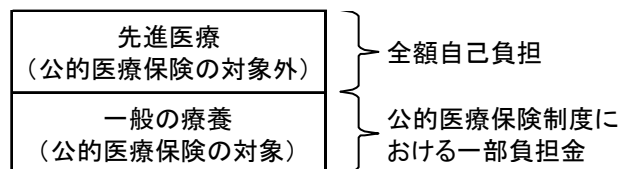
口座振替按月払 有期型（10年満期）：80円

#### 【ご参考：先進医療とは】

通常、保険診療（公的医療保険の対象となる療養）が適用されない先進的な療養（自由診療）を受けると、一般の保険診療（公的医療保険の対象となる療養）が適用される部分も含めて、医療費の全額が自己負担となります。



しかし、厚生労働大臣が定める「先進医療」による療養に関しては、治療に伴う診察・検査・投薬・入院等の基礎部分については、一般の保険診療と同様に公的医療保険が適用され、先進医療に係る費用は全額自己負担となるといった、「保険診療」と「保険外診療」の併用が認められています。



先進医療特約2011は、全額自己負担となる先進医療の技術にかかる費用を保障する特約です。

なお、先進医療の対象となる医療技術、および先進医療を実施している医療機関の一覧は、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html>

## 2. 現行商品の給付内容を一部改定した 「三井の新医良保険」「総合入院特約 2011」等の発売！

### (1) 医療系商品・特約の再編

手術保障のある主契約・特約を改定します。

下記の現行特約に記載されている特約は、新契約取扱停止となりますが、その他の特約については、現行どおり取扱います。

| 現行商品（新契約取扱停止） |   | 新商品      |
|---------------|---|----------|
| 三井の医良保険 α     | ⇒ | 三井の新医良保険 |
| 未来ひろば α       | ⇒ | 新・未来ひろば  |

| 現行特約（新契約取扱停止）       |   | 新特約                 |
|---------------------|---|---------------------|
| 疾病入院特約 2007         | ⇒ | 総合入院特約 2011（Ⅰ型・Ⅱ型）  |
| 総合入院特約 2007         |   |                     |
| 生活習慣病入院特約 2007      | ⇒ | 生活習慣病入院特約 2011      |
| ガン入院特約 2007         | ⇒ | ガン入院特約 2011         |
| 女性疾病入院特約 2007       | ⇒ | 女性疾病入院特約 2011       |
| ファミリー保障特約 2007      | ⇒ | 配偶者保障特約 2011        |
| 女性疾病入院特約 2007（配偶者型） | ⇒ | 女性疾病入院特約 2011（配偶者型） |
| こども災害入院特約 2007      | ⇒ | こども総合入院特約 2011      |
| こども疾病入院特約 2007      |   |                     |

### (2) 医療系商品・特約の改定

手術保障をわかりやすく、幅広い保障とするための改定を行いました。

#### ①手術給付金のお支払対象となる手術の改定

これまでは、『約款別表に列挙された所定の手術』だったものを、『公的医療保険制度において手術料が算定される手術』に改定しました。

| 現行の手術給付金の支払事由                                                                                             |   | 新特約の手術給付金の支払事由              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------|
| <b>【手術給付金】</b><br>約款別表に列挙された所定の手術<br><br><b>【入院時手術給付金】</b><br>手術給付金が支払われない、入院中に受けた公的医療保険制度において手術料が算定される手術 | ⇒ | 公的医療保険制度において手術料が算定される手術(*1) |

(\*1) 創傷処理・デブリードマン・皮膚切開術・外耳道異物除去術・鼻腔粘膜焼灼術・抜歯手術等の軽微な手術を除きます。

## ②手術給付金の給付倍率の改定

これまでは、『手術の種類ごとに４０倍・２０倍・１０倍・５倍のいずれか』だったものを、『入院中に受けたガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術は４０倍、入院中に受けたその他の手術は２０倍、入院せずに受けた手術は５倍』に改定しました。

| 現行の手術給付金の給付倍率                                                                            |   | 新特約の手術給付金の給付倍率 |                     |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|---------------------|-----------|
| <b>【手術給付金】</b><br>入院給付日額×４０・２０・１０<br>（手術の種類により異なる）<br><br><b>【入院時手術給付金】</b><br>入院給付日額× ５ | ⇒ | 入院中に受けた手術      | ガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術 | 入院給付日額×４０ |
|                                                                                          |   |                | 上記以外の手術             | 入院給付日額×２０ |
|                                                                                          |   | 入院せずに受けた手術     |                     | 入院給付日額× ５ |

## ③放射線治療給付金の創設

これまでは、手術給付金の支払対象となる手術のひとつとして、『新生物を根治するための５０グレイ以上の放射線照射』が支払対象となっていました。新たに放射線治療給付金を創設し、公的医療保険制度において放射線治療料が算定される放射線治療を保障いたします。

| 現行の放射線治療保障                                                        |   | 新特約の放射線治療保障                                                             |
|-------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------|
| <b>【手術給付金】</b><br>新生物を根治するための５０グレイ以上の放射線照射を受けたとき<br><br>入院給付日額×１０ | ⇒ | <b>【放射線治療給付金】</b><br>公的医療保険制度において放射線治療料が算定される放射線治療(*2)<br><br>入院給付日額×１０ |

(\*2) 血液照射を除きます。

## ④総合入院特約２０１１（Ⅰ型＜無事故給付金なし＞）（Ⅱ型＜無事故給付金あり＞）の創設

総合入院特約２００７は無事故給付金があるもののみの取扱いでしたが、総合入院特約２０１１では、無事故給付金がないⅠ型と、無事故給付金があるⅡ型を選択することが可能となりました。

| 現行の特約                         | 無事故給付金 | 新特約            |
|-------------------------------|--------|----------------|
| 災害入院特約２００７<br>＋<br>疾病入院特約２００７ | なし     | 総合入院特約２０１１（Ⅰ型） |
| 総合入院特約２００７                    | あり     | 総合入院特約２０１１（Ⅱ型） |

### (3) 保険料例

- ・口座振替扱月払
- ・有期型（10年満期）
- ・1回の入院の給付限度の型：180日型
- ・入院給付日額：5,000円

|     | 総合入院特約2011（Ⅰ型） |         |
|-----|----------------|---------|
|     | 男性             | 女性      |
| 20歳 | 1,365 円        | 1,570 円 |
| 30歳 | 1,670 円        | 1,765 円 |
| 40歳 | 2,015 円        | 1,895 円 |
| 50歳 | 2,970 円        | 2,475 円 |
| 60歳 | 5,265 円        | 3,990 円 |

|     | 総合入院特約2011（Ⅱ型） |         |
|-----|----------------|---------|
|     | 男性             | 女性      |
| 20歳 | 1,725 円        | 1,900 円 |
| 30歳 | 2,005 円        | 2,080 円 |
| 40歳 | 2,320 円        | 2,200 円 |
| 50歳 | 3,215 円        | 2,750 円 |
| 60歳 | 5,415 円        | 4,195 円 |

|     | 三井の新医良保険(有期型)<br>＜新医療保険2011＞ |         |
|-----|------------------------------|---------|
|     | 男性                           | 女性      |
| 20歳 | 2,110 円                      | 2,280 円 |
| 30歳 | 2,390 円                      | 2,460 円 |
| 40歳 | 2,710 円                      | 2,585 円 |
| 50歳 | 3,620 円                      | 3,140 円 |
| 60歳 | 5,855 円                      | 4,605 円 |

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

以上